神戸市港湾施設使用料等の改定について

◎実施時期　令和元年10月1日

ただし、入港料については、国土交通省の了承を得てからの施行となりますので、
万一、実施時期が変更になる場合は、改めて通知させていただきます。

1. 入港料（神戸市入港料条例）

種別	現行料金		改定料金
入港料	1　外航船舶		
	入港１回、総トン数１トンにつき	2円70銭	同左
	2　内航船舶		
	入港１回、総トン数１トンにつき	2円92銭の1/2	2円97銭の1/2

※入港料は、入港時の料金を適用します。

2. (1) 港湾施設使用料（神戸市港湾施設条例）

種別	現行料金		改定料金
岸壁及び物揚場	1　船舶（２から４までに該当する船舶を除く。）		
	(1) 外航船舶		
	ア　係留時間が１時間未満の場合		
	総トン数１トンにつき	3円35銭	同左
	イ　係留時間が１時間以上２時間未満の場合		
	総トン数１トンにつき	6円80銭	同左
	ウ　係留時間が２時間以上の場合		
	総トン数１トンにつき	10円5銭	同左
	12時間超の場合、超過12時間につき総トン数１トン当たり右記金額を加算	6円70銭	同左
	(2) (1)以外の船舶		
	ア　係留時間が１時間未満の場合		
	総トン数１トンにつき	3円61銭	3円69銭
	イ　係留時間が１時間以上２時間未満の場合		
	総トン数１トンにつき	7円34銭	7円48銭
	ウ　係留時間が２時間以上の場合		
	総トン数１トンにつき	10円85銭	11円6銭
	12時間超の場合、超過12時間につき総トン数１トン当たり右記金額を加算	7円23銭	7円37銭
	2　機船又ははしけ（貨物の積卸しのため使用する場合に限る。）		
	(1) 重量貨物		
	1トンにつき	14円47銭	14円74銭
	(2) 軽量貨物		
	1.133立方メートルにつき	14円47銭	14円74銭
	3　起重機船		
	(1) 揚力が500トン未満のもの		
	１隻１日につき	2,545円	2,592円
	(2) 揚力が500トン以上1,000トン未満のもの		
	１隻１日につき	3,641円	3,708円
	(3) 揚力が1,000トン以上のもの		
	１隻１日につき	5,449円	5,550円
	4　大型船舶用引船		
	１隻１日につき	747円	761円

※岸壁及び物揚場の使用料は、係留日の料金をそれぞれ適用します。
　ただし、9月から10月にかけて月をまたぐ12時間枠については、改定前の料金を適用します。

種別	現行料金		改定料金
ドルフィン	1　外航船舶		
	係留時間が12時間につき		
	(1) 総トン数が1,000トン未満のもの	4,040円	同左
	(2) 総トン数が1,000トン以上3,000トン未満のもの	8,080円	同左
	(3) 総トン数が3,000トン以上5,000トン未満のもの	12,110円	同左
	(4) 総トン数が5,000トン以上10,000トン未満のもの	18,190円	同左
	(5) 総トン数が10,000トン以上15,000トン未満のもの	30,300円	同左
	(6) 総トン数が15,000トン以上のもの	36,350円	同左
	ただし、係留時間が12時間を超えるときは、超過時間12時間につき、以下の金額を加算する		
	ア　総トン数が1,000トン未満のもの	2,690円	同左
	イ　総トン数が1,000トン以上3,000トン未満のもの	5,390円	同左
	ウ　総トン数が3,000トン以上5,000トン未満のもの	8,080円	同左
	エ　総トン数が5,000トン以上10,000トン未満のもの	12,130円	同左
	オ　総トン数が10,000トン以上15,000トン未満のもの	20,200円	同左
	カ　総トン数が15,000トン以上のもの	24,240円	同左
	2　１以外の船舶		
	係留時間が12時間につき		
	(1) 総トン数が1,000トン未満のもの	4,361円	4,444円
	(2) 総トン数が1,000トン以上3,000トン未満のもの	8,722円	8,888円
	(3) 総トン数が3,000トン以上5,000トン未満のもの	13,073円	13,321円
	(4) 総トン数が5,000トン以上10,000トン未満のもの	19,635円	20,009円
	(5) 総トン数が10,000トン以上15,000トン未満のもの	32,719円	33,330円
	(6) 総トン数が15,000トン以上のもの	39,250円	39,985円
	ただし、係留時間が12時間を超えるときは、超過時間12時間につき、以下の金額を加算する		
	ア　総トン数が1,000トン未満のもの	2,901円	2,959円
	イ　総トン数が1,000トン以上3,000トン未満のもの	5,811円	5,929円
	ウ　総トン数が3,000トン以上5,000トン未満のもの	8,722円	8,888円
	エ　総トン数が5,000トン以上10,000トン未満のもの	13,094円	13,343円
	オ　総トン数が10,000トン以上15,000トン未満のもの	21,816円	22,220円
	カ　総トン数が15,000トン以上のもの	26,177円	26,664円

※ドルフィンの使用料は、係留日の料金をそれぞれ適用します。
　ただし、9月から10月にかけて月をまたぐ12時間枠については、改定前の料金を適用します。

種別	現行料金		改定料金
コンテナ用電源	1 縦が２.4メートル横が６.1メートル高さが２.4メートルのコンテナのため使用するとき。		
	1個24時間につき	3,780円	3,850円
	2 縦が２.4メートル横が12．2メートル高さが２.4メートルのコンテナのため使用するとき。		
	１個24時間につき	5,671円	5,776円
上　屋 （重量物上屋，化学品上屋，航空貨物上屋及び青果物上屋を除く。）	1 一般使用		
	１平方メートル１日につき		
	(1) １級上屋		
	ア 平家建て又は多階建て１階	39円50銭	40円23銭
	イ 多階建て２階	26円33銭	26円82銭
	(2) ２級上屋		
	ア 平家建て又は多階建て１階	35円38銭	36円4銭
	イ 多階建て２階	23円59銭	24円3銭
	(3) ３級上屋		
	ア 平家建て又は多階建て１階	25円92銭	26円40銭
	イ 多階建て２階	17円28銭	17円60銭
	(4) ４級上屋		
	ア 平家建て又は多階建て１階	23円76銭	24円20銭
	イ 多階建て２階	15円67銭	15円96銭
	(5) ５級上屋		
	ア 平家建て又は多階建て１階	22円22銭	22円63銭
	イ 多階建て２階	14円81銭	15円8銭
	(6) ６級上屋		
	ア 平家建て又は多階建て１階	19円	19円35銭
	イ 多階建て２階	12円65銭	12円88銭
	2 専用使用		
	１平方メートル１月につき		
	(1) １級上屋		
	ア 平家建て又は多階建て１階	1,185円	1,207円
	イ 多階建て２階	790円	805円
	(2) ２級上屋		
	ア 平家建て又は多階建て１階	1,061円	1,081円
	イ 多階建て２階	708円	721円
	(3) ３級上屋		
	ア 平家建て又は多階建て１階	778円	792円
	イ 多階建て２階	518円	528円
	(4) ４級上屋		
	ア 平家建て又は多階建て１階	713円	726円
	イ 多階建て２階	470円	479円
	(5) ５級上屋		
	ア 平家建て又は多階建て１階	667円	679円
	イ 多階建て２階	444円	452円
	(6) ６級上屋		
	ア 平家建て又は多階建て１階	570円	581円
	イ 多階建て２階	380円	387円
	3 占用使用		
	１平方メートル１月につき		
	屋上	102円60銭	104円50銭

種別	現行料金		改定料金
重量物上屋	１平方メートル１日につき	31円32銭	31円90銭
化学品上屋	１平方メートル１日につき	47円52銭	48円40銭
航空貨物上屋	１平方メートル１月につき	1,218円	1,241円
青果物上屋	１月につき		
	１　Ｔ１上屋	8,306,280円	8,460,100円
	３　Ｔ３上屋	1,676,957円	1,708,012円
	４　Ｕ上屋	5,846,040円	5,954,300円
荷役機械	１　固定式電動荷役機械		
	(1) 揚力２トンのもの		
	１基１月につき	17,928円	18,260円
	(2) 揚力40トンのもの		
	１基１月につき	623,160円	634,700円
	２　ガントリー・クレーン		
	(1) 揚力30.5トン以上かつ海側横行範囲40.0メートル以上のもの		
	１基30分につき	51,300円	52,250円
	(2) 揚力30.5トン以上かつ海側横行範囲37.0メートル以上40.0メートル未満のもの		
	１基30分につき	48,600円	49,500円
	(3) 揚力30.5トン以上かつ海側横行範囲20.0メートル以上37.0メートル未満のもの		
	１基30分につき	44,227円	45,046円
	(4) (1)から(3)までに定めるもの以外のもの		
	１基30分につき	32,400円	33,000円
	３　重量物クレーン		
	１基30分につき	27,811円	28,326円

種別	現行料金		改定料金
荷さばき地， 野積場， ふ頭用地その他	1　一般使用		
	(1) (2)に定めるもの以外のもの		
	搬入の日から起算して，貨物1トン又は1平方メートル1日につき		
	ア　１級地	12円31銭	12円54銭
	イ　２級地	11円28銭	11円49銭
	ウ　３級地	10円27銭	10円46銭
	エ　４級地	9円72銭	9円90銭
	オ　５級地	8円64銭	8円80銭
	(2) 化学品取扱所		
	１平方メートル１日につき	16円90銭	17円21銭
	2　専用使用		
	１平方メートル１月につき		
	(1) １級地	369円	376円
	(2) ２級地	304円	310円
	(3) ３級地	247円	252円
	(4) ４級地	233円	237円
	(5) ５級地	208円	212円
	3　占用使用		
	１月につき		
	(1) 電柱その他これに類するもの		
	１本につき	110円	同左
	(2) 地下埋設物		
	ア　円管その他これに類するもの		
	(ｱ) 直径30センチメートルまでのもの		
	１メートルにつき	77円	同左
	(ｲ) 直径30センチメートルを超えるもの		
	１メートルにつき	110円	同左
	イ　アに定めるもの以外のもの		
	１平方メートルにつき	220円	同左
	(3) 架空工作物		
	ア　架空管その他これに類するもの		
	(ｱ) 直径30センチメートルまでのもの		
	１メートルにつき	38円	同左
	(ｲ) 直径30センチメートルを超えるもの		
	１メートルにつき	55円	同左
	イ　アに定めるもの以外のもの		
	１平方メートルにつき	77円	同左
	(4) 自動販売機等		
	１件につき	1,080円	1,100円
	(5) 作業用車両等置場		
	１平方メートルにつき	487円	496円
	(6) (1)から(5)までに定めるもの以外のもの		
	１又は２の規定を準用する。		

種別	現行料金		改定料金
旅客施設	1　事務室その他		
	１平方メートル１月につき		
	(1) (2)に定めるもの以外のもの		
	ア　事務室		
	(ｱ) １級	1,490円	1,518円
	(ｲ) ２級	1,080円	1,100円
	イ　その他		
	(ｱ) １級	540円	550円
	(ｲ) ２級	410円	418円
	(2) 中突堤旅客ターミナル及び中突堤中央ターミナル		
	ア　事務室	2,376円	2,420円
	イ　その他	1,188円	1,210円
	2　占用使用		
	(1) 店舗として使用するとき。		
	１平方メートル１月につき		
	ア　イに定めるもの以外のもの		
	(ｱ) １級	1,631円	1,661円
	(ｲ) ２級	1,426円	1,452円
	(ｳ) ３級	1,221円	1,244円
	イ　中突堤旅客ターミナル及び中突堤中央ターミナル	2,592円	2,640円
	(2) 広告のため使用するとき。		
	面積１平方メートルまで１月につき		
	ア　壁面	1,361円	1,386円
	ただし，面積１平方メートルを超えるものは，１平方メートル１月につき右記金額を加算する。	811円	826円
	イ　床面	3,391円	3,454円
	ただし，面積１平方メートルを超えるものは，１平方メートル１月につき2,042円を加算する。	2,042円	2,080円
	(3) 自動販売機等の物件を設置するとき。		
	１件１月につき	1,080円	1,100円
	(4) 催物等のため使用するとき。		
	１平方メートル１日につき	135円	138円

種別	現行料金		改定料金
旅客施設	3 駐車施設 (1) ポートターミナル ア バス（道路交通法第３条に規定する大型自動車のうち人の運送の用に供するものをいう。以下同じ。） １台１回につき	2,000円	2,040円
	イ 普通自動車（道路交通法第３条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。） １台１時間につき	150円	160円
	ただし，１日につき右記金額を超える場合は，当該日の使用料は，右記金額とする。	900円	960円
	ウ 二輪車（道路交通法第２条第１項第10号に規定する原動機付自転車及び同法第３条に規定する自動二輪車をいう。以下同じ。） １台１回につき	100円	110円
	(2) 中突堤（中突堤旅客ターミナルを除く。） ア バス １台１回につき	1,500円	1,530円
	ただし，駐車時間が２時間以上である場合は，当該駐車時間から２時間を減じて得た時間１時間につき右記金額を加算する。	500円	510円
	イ 普通自動車 １台30分につき	200円	210円
	ウ 二輪車 １台１回につき	100円	110円
	(3) 中突堤旅客ターミナル ア 普通自動車 １台30分につき	200円	210円
	イ アに定めるもの以外のもの １平方メートル１月につき	905円	922円
旅客乗降用施設	１台24時間につき	34,020円	34,650円
フェリー用可動橋	１回につき		
	1 総トン数3,000トン未満の船舶	4,212円	4,290円
	2 総トン数3,000トン以上5,000トン未満の船舶	8,100円	8,250円
	3 総トン数5,000トン以上の船舶	10,099円	10,286円

種別	現行料金		改定料金
摩耶大橋	自動車（道路交通法第３条に規定する大型自動車，普通自動車，大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同法第２条第１項第11号に規定する軽車両を連結している同項第9号に規定する自動車であって，当該自動車及び軽車両の車軸の合計が３以上のものをいう。以下同じ。） １台１回につき，午前８時から午後８時まで	110円	同左
港湾幹線道路	新港ふ頭摩耶ふ頭間 又は 摩耶ふ頭高羽大橋間 自動車１台１回につき １　１区間 ２　２区間（連続して通行する場合に限る。）	 110円 200円	 同左 210円
駐車場	１月につき １　マイクロバス用駐車場 (1) 大型　１台につき (2) 小型　１台につき ２　普通自動車用駐車場　１台につき ３　１及び２に定めるもの以外のもの １平方メートルにつき	 17,020円 10,220円 6,810円 566円	 17,335円 10,409円 6,936円 576円
事務室その他	１平方メートル１月につき １　特級 ２　１級 ３　２級 ４　３級	 1,469円 1,032円 740円 621円	 1,496円 1,051円 754円 633円
貯木場及び運河	１　一般使用 搬入の日から起算して水面１平方メートル１日につき (1) 60日まで (2) 61日以後 ２　専用使用 水面１平方メートル１月につき	 73銭 １円47銭 24円22銭	 74銭 1円50銭 24円67銭

種別	現行料金		改定料金
緑　地	1　占用使用		
	(1) 出店，募金その他これらに類する行為をするとき。		
	１平方メートル１日につき	163円	166円
	(2) 業として写真（広告写真を除く。）を撮影するとき。		
	１人１日につき	972円	990円
	(3) 業として広告写真を撮影するとき。		
	１日につき	32,400円	33,000円
	(4) 業として映画等を撮影するとき。		
	１日につき	64,800円	66,000円
	(5) 興業，競技会，展示会，博覧会その他これらに類する催しのため緑地の全部又は一部を占用するとき。		
	１平方メートル１日につき	12円96銭	13円20銭
	(6) 集会その他これに類する催しのため緑地の全部又は一部を占用するとき。		
	１平方メートル１日につき	４円32銭	4円40銭
	(7) 自動販売機を設置するとき。		
	１件１月につき	1,080円	1,100円
	2　駐車施設（市長が定めるものに限る。）		
	(1) メリケンパーク		
	ア　バス		
	１台１回につき	1,500円	1,530円
	ただし，駐車時間が２時間以上である場合は，当該駐車時間から２時間を減じて得た時間１時間につき右記金額を加算する。	500円	510円
	イ　普通自動車		
	１台30分につき	200円	210円
	(2) その他		
	１台１時間につき	150円	160円
廃棄物埋立護岸	廃棄物１トンにつき	5,616円	5,720円
小型船舶用泊地	1　小型船舶を係留するとき。		
	１隻１月につき		
	(1) 長さが６メートル未満の小型船舶	17,280円	17,600円
	(2) 長さが６メートル以上12メートル未満の小型船舶	21,600円	22,000円
	(3) 長さが12メートル以上の小型船舶	25,920円	26,400円
	2　浮桟橋その他これに類するものを設置するとき		
	１平方メートル１月につき	54円	55円

(2)港湾施設使用料(神戸市港湾施設条例施行規則)

種別	現行料金		改定料金
夜間駐車上限額	(1) ①対象地区 中突堤駐車施設、中突堤旅客ターミナルの駐車施設、 メリケンパークの駐車施設 ②対象車両 普通自動車 ③対象時間 午後８時から翌日午前８時までの間の駐車時間が２時間を 超える場合の当該時間	800円	840円
	(2) ①対象地区 中突堤駐車施設 ②対象車両 バス ③対象時間 午後７時から翌日午前８時までの間の駐車時間が７時間を 超える場合の当該時間	4,000円	4,080円
駐車施設の 回数券	(1) 中突堤駐車施設及びメリケンパークの駐車施設	(200円券)	(210円券)
	22枚綴り	4,000円	4,200円
	(2) ポートターミナル駐車施設及び中突堤駐車施設	(500円券)	(510円券)
	22枚綴り	10,000円	10,200円
摩耶大橋及び 港湾幹線道路 回数通行券	摩耶大橋（１回）及び港湾幹線道路（１区間１回）通行券		
	1　１冊125枚つづり	10,300円	10,500円
	2　１冊300枚つづり	21,600円	22,000円
駐車場	(1) ポートターミナル駐車施設を普通自動車により 使用する場合の１台１月あたり	9,000円	9,170円
	(2) 港湾関係事業者で、中突堤駐車施設をバス又は普通自動車に より使用する場合の１台１月あたり		
	①全日使用		
	バス	45,320円	46,160円
	普通自動車	22,660円	23,080円
	②平日のみ使用		
	バス	34,000円	34,630円
	普通自動車	17,000円	17,310円
	(3) 関係者で、中突堤旅客ターミナル駐車施設を普通自動車に より使用する場合の１台１月あたり		
	①全日使用	22,660円	23,080円
	②平日のみ使用	17,000円	17,310円
	(4) メリケンパーク駐車施設をバスにより使用する場合の １台１月あたり		
	①全日使用	45,320円	46,160円
	②平日のみ使用	34,000円	34,630円
	(5) 関係事業者で、ポートアイランドに存する緑地駐車施設を 普通自動車により使用する場合の１台１月あたり	6,810円	6,940円

3.(1)給水料(神戸市船舶給水条例)

種別	現行料金		改定料金
運搬給水	1 外航船舶		
	1隻1回につき、次の料金の合計額		
	(1) 基本料		
	ア 水量30立方メートルまで	17,700円	同左
	イ 水量30立方メートルを超える分		
	水量1立方メートルにつき	590円	同左
	(2) 運搬料		
	ア 基本料金		
	(ア) 防波堤内	30,000円	同左
	(イ) 防波堤外		
		55,000円	同左
	(ウ) 港湾区域外		
	ただし、第1関門、第2関門又は第3関門からの距離が10キロメートルを超える区域については、右記上段金額に当該超える距離1キロメートルにつき右記下段金額を加算した額とする。	300,000円	同左
		30,000円	同左
	イ 割増料金		
	(ア) 時間外	アの5割増	同左
	(イ) 深夜及び休日	アの10割増	同左
	2 1以外の船舶		
	1隻1回につき、次の料金の合計額		
	(1) 基本料		
	ア 水量30立方メートルまで	19,116円	19,470円
	イ 水量30立方メートルを超える分		
	水量1立方メートルにつき	637円20銭	649円
	(2) 運搬料		
	ア 基本料金		
	(ア) 防波堤内	32,400円	33,000円
	(イ) 防波堤外		
		59,400円	60,500円
	(ウ) 港湾区域外		
	ただし、第1関門、第2関門又は第3関門からの距離が10キロメートルを超える区域については、右記上段金額に当該超える距離1キロメートルにつき右記下段金額を加算した額とする。	324,000円	330,000円
		32,400円	33,000円
	イ 割増料金		
	(ア) 時間外	アの5割増	同左
	(イ) 深夜及び休日	アの10割増	同左

種別	現行料金		改定料金
一般岸壁給水	1　外航船舶		
	(1)（２）に掲げるもの以外の者		
	１隻１回につき、次の料金の合計額		
	ア　基本料		
	（ア）水量30立方メートルまで	17,700円	同左
	（イ）水量30立方メートルを超える分		
	水量１立方メートルにつき	590円	同左
	イ　作業料（時間外並びに深夜及び休日の給水に限る。）		
	（ア）時間外		
	給水時間30分につき	5,000円	同左
	（イ）深夜及び休日		
	給水時間30分につき	10,000円	同左
	(2) 第４条の２第２項の承認を受けた者		
	水量１立方メートルにつき	490円	同左
	2　1以外の船舶		
	(1)（２）に掲げるもの以外の者		
	１隻１回につき、次の料金の合計額		
	ア　基本料		
	（ア）水量30立方メートルまで	19,116円	19,470円
	（イ）水量30立方メートルを超える分		
	水量１立方メートルにつき	637円20銭	649円
	イ　作業料（時間外並びに深夜及び休日の給水に限る。）		
	（ア）時間外		
	給水時間30分につき	5,400円	5,500円
	（イ）深夜及び休日		
	給水時間30分につき	10,800円	11,000円
	(2) 第４条の２第２項の承認を受けた者		
	水量１立方メートルにつき	529円20銭	539円
特定岸壁給水	1　外航船舶		
	(1) １月につき水量30立方メートルまで	16,500円	同左
	(2) 水量30立方メートルを超える分		
	水量１立方メートルにつき	550円	同左
	2　1以外の船舶		
	(1) １月につき水量30立方メートルまで	17,820円	18,150円
	(2) 水量30立方メートルを超える分		
	水量１立方メートルにつき	594円	605円
自動販売機給水	水量１立方メートルにつき	432円	440円
自用船舶給水	1　外航船舶		
	水量１立方メートルにつき	350円	同左
	2　1以外の船舶		
	水量１立方メートルにつき	378円	385円

(2) 自動販売機による給水（神戸市船舶給水条例施行規則）

種別	現行給水量		改定給水量
自動販売機による給水	200円	463リットル	455リットル

4. 水域等占用料、土砂採取料
（港湾法第37条第１項の規定による許可並びに同条第４項の規定による占用料及び土砂採取料に関する条例）

種別	現行料金		改定料金
(1) 占用料	ア 係船浮標，係船くいその他これらに類するもの		
	１基又は１本につき　大	2,700	同左
	〃　　小	1,350	同左
	イ 荷役機械，ドック，軌条，桟橋その他これらに類するもの		
	１平方メートルにつき	54	同左
	ウ 円管その他これに類するもの又は船舶の係留その他これに類するもの		
	１平方メートルにつき	27	同左
	※占用期間が１月未満の場合	（規定なし）	上記を日割計算した額に110/100を乗じる
(2) 土砂採取料	１立方メートルにつき	290	319